

京都市告示第38号

京都市長榊本頼兼が、第9回中国蘇州国際観光祭出席等のため、中華人民共和国を訪問する平成18年4月21日から同月24日までの間、地方自治法第152条第1項及び市長代理順序規則の規定により、京都市助役毛利信二が京都市長の職務を代理します。

平成18年4月18日

京都市長 榊 本 頼 兼

(総務局総務部文書課)